



平成 23 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名：日東電工株式会社
(コード番号 6988 東証・大証第一部)
代表者名：取締役社長 柳楽 幸雄
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長
塩路 信也
電話番号：06-6452-2101(代表)

訴訟(反訴)の提起に関するお知らせ

当社は、フューチャーアーキテクト株式会社(以下、「フューチャーアーキテクト」といいます。)が当社に対して、平成 21 年 11 月 30 日付で東京地方裁判所に提起した訴訟(平成 21 年(ワ)第 43361 号)に対し、一連の取引においてフューチャーアーキテクトから受けた損害について損害賠償の支払いを求める訴訟(反訴)を同地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟(反訴)の提起をした裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 23 年 12 月 19 日

2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成 18 年からフューチャーアーキテクトをメインパートナーとして、当社グループITインフラの構築プロジェクトを実施してきました。そして、そのSTEP1として、新販売システムの開発を委託しましたが、フューチャーアーキテクトは、当該新販売システムの開発に失敗したにもかかわらず、新販売システムのプログラム及びドキュメントを強行納品したうえで、平成 21 年 11 月、請負代金等(約 14 億 6000 万円)の支払いを求めて東京地方裁判所に訴訟を提起してきました。

当社といたしましては、フューチャーアーキテクトの主張には何ら根拠がないとして争っておりますが、他方で、フューチャーアーキテクトが契約上の義務を履行しなかったことにより当社が被った損害については、その賠償を求める必要があると考えましたので、その判断を司法に委ねるべく、この度、訴訟(反訴)を提起したものであります。

3. 訴訟の相手先

- | | |
|--------------|------------------|
| (1)名称 | フューチャーアーキテクト株式会社 |
| (2)本店所在地 | 東京都品川区大崎一丁目2番2号 |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼社長 金丸 恭文 |

4. 本訴訟(反訴)の内容及び請求金額

- (1)契約解除による原状回復及び損害賠償請求
- (2)金 24 億 4677 万 2084 円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

現時点において、本訴訟が当社又は当社グループの業績予想に与える影響はございません。
今後、本訴訟の進展に伴い、必要が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上